

お知らせ

12月4日～10日 人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日～10日を「第76回人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を目的に啓発活動を全国的に展開しています。

「人権問題ではないだろうか」と感じていることや、子どものいじめ問題での悩みごとなど、法務局へ相談してください。

人権相談所を開設します

■日時 12月4日(水)～10日(火)
10:00～16:00

※土・日曜日を除く

■場所 千葉地方法務局佐倉支局
<佐倉市表町 1-20-11>

問 千葉地方法務局佐倉支局
☎ 043 (484) 1222

12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携しながら問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

一人ひとりが、この問題について関心を持ち、認識を深めましょう。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



問 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

12月10日～19日 冬の交通安全運動

～飲酒運転は絶対しない、

させない、許さない～

年末は、飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。さらに、この時期は、日没が早く日の出も遅いことから、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故の増加も心配されます。

一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故防止を心がけましょう。

問 県くらし安全推進課

☎ 043 (223) 2263

年末年始特別警戒を 実施します

年末年始は、人の動きが慌ただしく、思いがけない犯罪に遭いやすい時期です。市と市防犯指導員連合会では、成田警察署と連携しながら、防犯を呼びかけます。青色回転灯防犯パトロール車両によるパトロール活動も、市内全域で実施しています。

一人ひとりが防犯対策の見直しを

○空き巣を防ぐために、短い外出でも必ず施錠をしましょう。

○自転車盗を防ぐために、必ず鍵をかけるほか、もう一つ別の鍵を掛けてツーロックを実施しましょう。

○「電話 de 詐欺(振り込め詐欺など)」を防ぐために、在宅中でも留守番電話に設定しましょう。また、1人で判断せず、家族や警察に相談しましょう。

問 市防犯指導員連合会事務局
(市民活動推進課内)

☎ (93) 1117

緑の募金 門松カードを配布



令和6年度 緑の募金報告

皆さまからの募金額は、209,700円となりました。ご協力いただきありがとうございました。

募金額の40%が市に交付される「緑の募金市町村交付金事業」を活用して、各戸に門松カードを配布します。次の配布場所や、市公式ホームページからダウンロードできます。



■配布日時

12月11日(水)～27日(金)
9:00～17:00

※土・日曜日・休日・各施設休館日を除く

■配布場所

環境課(市役所分庁舎2階)、日吉台出張所、中央公民館

問 環境課 ☎ (93) 4945

書き損じハガキや使用済み切手はありませんか？

世界で学校に通えない子どもや読み書きができない子どものために、学びの場と機会を提供する「世界寺子屋運動」の一環として、書き損じハガキと使用済み切手を集めています。

■収集期間 12月12日(木)～令和7年1月31日(金)

■収集場所 生涯学習課(中央公民館1階)・とみらいテラス(市立図書館)

問 富里ユネスコ協会事務局(生涯学習課内) ☎ (93) 7641

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告スペース